

島根原子力発電所 原子炉施設保安規定

令和6年5月

中国電力株式会社

10. 課長（放射線管理）は、前項の運搬において、運搬前に次の事項を確認する。
 - （１）法令に適合する容器に封入されていること。
 - （２）法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。
11. 課長（放射線管理）は、第９項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第９２条（管理区域内における区域区分）第１項（１）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。
12. 電源事業本部部長（原子力安全技術）は、輸入廃棄物を廃棄物管理設備に廃棄する場合は、当該輸入廃棄物が法令で定める基準に適合したものであることを確実にする。
13. 電源事業本部部長（原子力安全技術）は、輸入廃棄物が法令で定める基準に適合することを確認するため、輸入廃棄物の管理に関する業務を行う組織とは別の組織の者が検査実施責任者および検査員として実施する検査を統括する。

※１：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう。

（放射能濃度確認対象物の管理）

第８６条の２ 課長（放射線管理）は、原子炉等規制法第６１条の２第１項の規定に基づく放射能濃度についての確認を受けようとする物（以下、「放射能濃度確認対象物」という。）の取扱いに関する次の業務を管理する。

- （１）放射能濃度確認対象物の保管管理
 - （２）放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定および評価
2. 課長（放射線管理）は、原子炉等規制法第６１条の２第２項の規定に基づき認可を受けた放射能濃度確認対象物の測定および評価前の保管管理について、次の事項を実施する。
 - （１）放射能濃度確認対象物の性状に応じて分別、除染および切断を行った上で、表１１９－１の放射能濃度確認対象物に係る記録と照合できる措置を講じる。
 - （２）放射能濃度確認対象物について、放射能濃度の測定を行う場所に運搬するまでの間、放射能濃度確認対象以外の異物の混入を防止する措置を講じ保管する。
 - （３）放射能濃度確認対象物の保管状況を１箇月に１回確認する。
 3. 課長（放射線管理）は、原子炉等規制法第６１条の２第２項の規定に基づき認可を受けた放射能濃度確認対象物の測定および評価ならびにその後の保管管理について、次の事項を実施する。
 - （１）放射能濃度確認対象物の運搬にあたっては、放射性物質による追加的な汚染を防止する措置を講じる。
 - （２）原子炉等規制法第６１条の２第２項の規定に基づき認可を受けた放射能濃度の測定および評価の方法に従い、放射能濃度確認対象物以外の異物の混入および放射性物質による追加的な汚染を防止する措置を講じ、放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定および評価を行う。
 - （３）第３項（２）の測定および評価の結果、「工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものであることの確認等に関する規則」（以下、「放射能濃度確認規則」という。）に定める放射能濃度の基準を満たす場合は、放射能濃度の測定前の放射能濃度確認対象物および放射能濃度確認対象物以外の異物の混入を防止する措置ならびに放射性物質による追加的な汚染を防止する措置を講じて保管する。
 - （４）第３項（２）の測定および評価の結果、放射能濃度確認規則に定める放射能濃度の基準

を満たさない場合は、除染等を行い、測定および評価を行う。または、第86条に基づき、放射性固体廃棄物として管理する。

(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)

第86条の3 「原子力施設において設置された資材等または使用された物品であって「核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物」(以下、「放射性廃棄物でない廃棄物」という。)の判断をしようとする対象物の範囲は、管理区域内において設置された金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等(以下、本条において「資材等」という。)および管理区域内において使用された工具類等(以下、本条において「物品」という。)とする。

2. 課長(放射線管理)は、管理区域内において設置された資材等または使用された物品を「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断する場合は、次の各号に基づき実施する。

(1) 汚染のおそれのない管理区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。

(2) 汚染のおそれのない管理区域以外の管理区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。

なお、汚染された資材等について、汚染部位の特定・分離を行った場合には、残った汚染されていない部位は「放射性廃棄物でない廃棄物」とすることができる。

また、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。

(3) 汚染のおそれのない管理区域で使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断する。

(4) 汚染のおそれのない管理区域以外の管理区域で使用された物品については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断する。

また、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。

3. 各課長は、「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断されたものについては、管理区域から搬出するまでの間、汚染されたものとの混在防止措置を講じる等、所要の管理を行う。

(事故由来放射性物質の降下物の影響確認)

第86条の4 課長(放射線管理)は、原子炉等規制法に基づく設計及び工事計画(変更)認可申請書および電気事業法に基づく工事計画(変更)認可申請書に記載されている設備・機器等(以下、本条において「設備・機器等」という。)について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物(以下、本条において「降下物」という。)の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により、降下物の分布調査を行う。

2. 各課長は、第1項の確認の結果、理論検出限界曲線の検出限界値未満でなかった場合、設備・機器等を廃棄または資源として有効利用しようとする際には、降下物により汚染されたものとして発電所内で適切に管理する。

(放射性液体廃棄物の管理)

第87条 課長（発電）は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、復水器冷却水放水路より放出するとともに、次の事項を管理する。

- (1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水路排水中の放射性物質濃度の3箇月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと。
 - (2) 復水器冷却水放水路排水中の放射性物質（トリチウムを除く。）の放出量が、表87-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。
2. 課長（発電）は、復水器冷却水放水路排水中のトリチウムの放出量が、表87-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。
3. 課長（放射線管理）は、表87-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を課長（発電）に通知する。

表87-1

項 目	放出管理目標値
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	$7.4 \times 10^{10} \text{Bq} / \text{年}^{*1}$

表87-2

項 目	放出管理の基準値
トリチウム	$7.4 \times 10^{12} \text{Bq} / \text{年}^{*1}$

※1：2号炉および3号炉の合計

表87-3

分 類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所
放射性液体廃棄物	放射性物質の濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	<ul style="list-style-type: none"> ・床ドレンサンプルタンク ・処理水タンク ・ランドリドレンサンプルタンク ・ランドリドレンタンク ・シャワドレンタンク ・高電導度廃液系サンプルタンク ・洗濯廃液系サンプルタンク
	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1箇月に1回	

(放射性気体廃棄物の管理)

第88条 課長(発電)は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、表88-2に示す排気筒等より放出するとともに、次の事項を管理する。

(1) 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3箇月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。

(2) 排気筒からの放射性物質(希ガス、よう素131)の放出量が、表88-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。

2. 課長(放射線管理)は、表88-2に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を課長(発電)に通知する。

3. 表88-2に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、第92条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域等における換気は、この限りでない。

(1) 各課長は、フィルター付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。

(2) 課長(放射線管理)は、表88-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。なお、換気によって放出される空気中放射性物質の濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。

表88-1

項 目	放出管理目標値
放射性気体廃棄物	
希ガス	7.9×10^{14} Bq/年 ^{※1}
よう素 131	3.9×10^{10} Bq/年 ^{※1}

※1：2号炉および3号炉の合計

表88-2

分 類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度
放射性 気 体 廃 棄 物	・排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常 時
		よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回
	・サイト バンカ 建物 排気口	よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回
	・非常用 ガス 処理系	希ガス濃度	排気筒モニタ	常 時 (非常用ガス処理系運転時)
		よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (非常用ガス処理系運転時)
	・サービ ス 建物排気 ダクト	よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回

第 1 1 章 記録および報告

(記録)

第 1 1 9 条 各課長，当直長および原子力人材育成センター所長は，表 1 1 9 - 1 のうち，1. については保存し，その他については，適正※に作成し，保存する。なお，記録の作成にあたっては，法令に定める記録に関する事項を遵守する。

2. 検査の責任者は，表 1 1 9 - 2 および表 1 1 9 - 3 に定める検査に関する記録について適正※に作成し，保存する。なお，記録の作成にあたっては，法令に定める記録に関する事項を遵守する。

3. 組織は，表 1 1 9 - 4 に定める保安に関する記録を適正※に作成し，保存する。なお，記録の作成にあたっては，法令に定める記録に関する事項を遵守する。

※適正とは，不正行為がなされていないことをいう。

表 1 1 9 - 1

記録（実用炉規則第 6 7 条に基づく記録）	記録すべき場合※ ¹	保存期間
1. 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時までの期間
2. 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名	実施の都度	監視を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後 5 年が経過するまでの期間
3. 保全の結果（安全上重要な機器を除く。）およびその担当者の氏名	実施の都度	保全を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後 5 年が経過するまでの期間
4. 安全上重要な機器の保全の結果（法令に基づく必要な手続きの有無およびその内容を含む。）およびその担当者の氏名	実施の都度	保全を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後 5 年が経過するまでの期間
5. 保全の結果の確認・評価およびその担当者の氏名	実施の都度	確認・評価を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後 5 年が経過するまでの期間
6. 保全の不適合管理，是正処置，未然防止処置およびその担当者の氏名	実施の都度	不適合管理，是正処置および未然防止処置を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後 5 年が経過するまでの期間
7. 保全の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の施設管理方針，施設管理目標または施設管理実施計画の改定までの期間

記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合※ ¹	保存期間
8. 施設管理の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標または施設管理実施計画の改定までの期間
9. 熱出力	原子炉に1体以上燃料が装荷されている場合連続して	10年間
10. 炉心の中性子束密度		10年間
11. 炉心の温度		10年間
12. 冷却材入口温度	原子炉の状態が運転および起動において1時間ごと	10年間
13. 冷却材出口温度		10年間
14. 冷却材圧力		10年間
15. 冷却材流量		10年間
16. 制御棒位置		1年間
17. 再結合装置内の温度	同上	1年間
18. 原子炉に使用している冷却材および減速材の純度ならびにこれらの毎日の補給量	毎日1回	1年間
19. 原子炉内における燃料体の配置	配置または配置替えの都度	取出後10年間
20. 運転開始前の点検結果	開始の都度	1年間
21. 運転停止後の点検結果	停止の都度	1年間
22. 運転開始日時	その都度	1年間
23. 臨界到達日時	同上	1年間
24. 運転切替日時	同上	1年間
25. 緊急しゃ断日時	同上	1年間
26. 運転停止日時	同上	1年間
27. 警報装置から発せられた警報の内容※ ²	同上	1年間
28. 運転責任者の氏名および運転員の氏名ならびに、これらの者の交代の日時および交代時の引継事項	交代の都度	1年間
29. 運転上の制限に関する点検結果および運転上の制限からの逸脱があった場合に講じた措置	その都度	1年間（ただし、運転上の制限からの逸脱があった場合については5年間）
30. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置または配置替えの都度	5年間
31. 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	10年間
32. 燃料体の形状または性状に関する検査の結果	挿入前および取出後	取出後10年間
33. 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率	毎日運転中1回	10年間

記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合※1	保存期間
34. 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	10年間
35. 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	10年間
36. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子※3の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日および1月1日を始期とする各3月間の線量ならびに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	※4
37. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回	※4
38. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期および終期ならびに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※4
39. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴および原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	そのものが当該業務に就く時	※4
40. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路	運搬の都度	1年間
41. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日、場所および方法	廃棄の都度	※5
42. 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法	封入または固型化の都度	※5
43. 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には、その状況および担当者の氏名	広がりの防止および除去の都度	1年間
44. 事故の発生および復旧の日時	その都度	※5
45. 事故の状況および事故に際して採った処置	同上	※5
46. 事故の原因	同上	※5

記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合※1	保存期間
47. 事故後の処置	同上	※5
48. 風向および風速	連続して	10年間
49. 降雨量	同上	10年間
50. 大気温度	同上	10年間
51. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間
52. 保安教育の実施日時、項目および受けた者の氏名	実施の都度	3年間
53. 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価	評価の都度	※5
54. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価	評価の都度	※5
55. 放射能濃度確認対象物の発生状況および汚染の状況について調査を行った結果※6	調査の都度	発電所から搬出された後10年間
56. 放射能濃度確認対象物の材質および重量※6	調査の都度	発電所から搬出された後10年間
57. 放射能濃度確認対象物について放射性物質による汚染の除去を行った場合は、その結果※6	その都度	発電所から搬出された後10年間
58. 放射能濃度確認対象物中の放射性物質について計算による評価を行った場合は、その計算条件および結果※6	その都度	発電所から搬出された後10年間
59. 評価に用いる放射性物質の選択を行った結果※6	選択の都度	発電所から搬出された後10年間
60. 放射能濃度の決定を行う方法について評価を行った結果※6	評価の都度	発電所から搬出された後10年間
61. 放射性物質の放射能濃度の測定条件※7	測定または評価の都度	発電所から搬出された後10年間
62. 放射能濃度の測定結果※7	測定または評価の都度	発電所から搬出された後10年間
63. 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度の決定を行った結果※7	測定または評価の都度	発電所から搬出された後10年間
64. 測定に用いた放射線測定装置の点検・校正・保守・管理を行った結果※7	その都度	発電所から搬出された後10年間
65. 放射能濃度確認対象物の測定および評価に係る教育・訓練の実施日時および項目※7	その都度	発電所から搬出された後10年間
66. 放射能濃度確認対象物の管理について点検等を行った結果に係る記録	その都度	発電所から搬出された後10年間

※1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検、故障または消耗品の取替により記録不能な期間を除く。

※2：「警報装置から発せられた警報」とは、技術基準規則第47条第1項および第2項に規定する範囲の警報をいう。

- ※3：妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。
- ※4：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合またはその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間。
- ※5：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間。
- ※6：放射能濃度確認対象物中の放射能濃度についてあらかじめ行う調査に係る記録
- ※7：放射能濃度確認対象物の測定および評価に係る記録

表 119-4^{※8}

記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間
1. 品質マネジメントシステム計画に関する以下の記録		
（1）第3条（品質マネジメントシステム計画）4. 2. 1に定める文書	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間
2. 品管規則の要求事項に基づき作成する以下の記録		
（1）マネジメントレビューの結果の記録	作成の都度	5年
（2）要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録	作成の都度	5年
（3）個別業務に必要なプロセスおよび当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録（本項の他で定めるものを除く）	作成の都度	5年
（4）個別業務等要求事項の審査の結果の記録および当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5年
（5）設計開発に用いる情報に係る記録	作成の都度	5年
（6）設計開発レビューの結果の記録および当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5年
（7）設計開発の検証の結果の記録および当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5年
（8）設計開発妥当性確認の結果の記録および当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5年
（9）設計開発の変更に係る記録	作成の都度	5年
（10）設計開発の変更の審査、検証および妥当性確認の結果の記録およびその結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5年
（11）供給者の評価の結果の記録および当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5年
（12）個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認の結果の記録	作成の都度	5年
（13）機器等または個別業務に関するトレーサビリティの記録	作成の都度	5年
（14）組織の外部の者の物品を所持している場合の記録	作成の都度	5年
（15）当該計量の標準が存在しない場合における、校正または検証の根拠の記録	作成の都度	5年
（16）監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合における、従前の監視測定の結果の妥当性を評価した記録	作成の都度	5年
（17）監視測定のための設備の校正および検証の結果の記録	作成の都度	5年
（18）内部監査結果の記録	作成の都度	5年
（19）使用前事業者検査等または自主検査等の結果に係る記録	作成の都度	5年
（20）プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録	作成の都度	5年

記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間
(21) 不適合の内容の記録および当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録	作成の都度	5年
(22) 講じたすべての是正処置およびその結果の記録	作成の都度	5年
(23) 講じたすべての未然防止処置およびその結果の記録	作成の都度	5年

※8：表119-1，表119-2，表119-3を適用する場合は，本表を適用しない。

第1章 総則

(目的)

第121条 この規定第2編は、原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定に基づき、廃止措置段階のうち、原子炉本体周辺設備等解体撤去期間中における島根原子力発電所1号炉原子炉施設（本編において、以下「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（本編において、以下「保安活動」という。）を定め、核燃料物質等または原子炉による災害の防止を図ることを目的とする。

(基本方針)

第122条 発電所における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線および放射性物質の放出による従業員および公衆の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。

(関係法令および保安規定の遵守)

第123条 第122条（基本方針）に係る保安活動を実施するにあたり、関係法令および保安規定の遵守を確実にを行うため、以下の活動を実施する。

- (1) 社長は、関係法令および保安規定の遵守を確実にを行うことをコミットメントするとともに関係法令および保安規定の遵守が行われる体制を確実にする。また、必要な場合は、コミットメントの内容について変更する。
- (2) 電源事業本部長は、「原子力安全文化醸成基本要領」を定め、関係法令および保安規定の遵守を確実にを行うための活動を統括する。
- (3) 内部監査部門長は、「原子力安全管理監査細則」を定め、関係法令および保安規定の遵守を確実にを行うための活動を統括する。
- (4) 第126条（保安に関する組織）に定める組織（内部監査部門を除く。）は、社長のコミットメントを受け、「原子力安全文化醸成基本要領」に基づき、関係法令および保安規定を遵守する意識を定着させる活動の計画を年度毎に策定し、活動計画に基づき活動を実施し、評価を行う。
- (5) 内部監査部門は、社長のコミットメントを受け、「原子力安全管理監査細則」に基づき、関係法令および保安規定を遵守する意識を定着させる活動の計画を年度毎に策定し、活動計画に基づき活動を実施し、評価を行う。
- (6) 電源事業本部長は、活動の実施状況およびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、活動計画へ反映する。
- (7) 内部監査部門長は、活動の実施状況およびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、活動計画へ反映する。

(解体撤去物の管理)

第141条の2 各課長は、管理区域内における廃止措置工事で発生した解体撤去物を「放射性廃棄物でない廃棄物」、「放射性物質として扱う必要のないものとして処理するか放射性固体廃棄物として処理するかを判断する前段階のもので、廃止措置計画に基づき、管理区域内に設置する解体撤去物の保管を行うエリア（以下、本条および次条において「保管エリア」という。）に保管するもの（以下、「解体保管物」という。）」または「放射性固体廃棄物」に分別し、次の事項を実施する。

(1) 「放射性廃棄物でない廃棄物」は、第152条（放射性廃棄物でない廃棄物の管理）第3項に従い管理する。

(2) 「解体保管物」は、ポリ袋で養生すること等により、汚染の広がりならびに異物の混入および放射性物質による追加的な汚染を防止する措置を講じたうえで、次の事項に従い、保管エリアに保管する。

イ. 容器（メッシュ型容器またはドラム缶をいう。以下、本条および次条において同じ。）に収納または梱包すること。

ロ. 容器に収納または梱包する際は、放射能レベル区分^{※1}が異なる解体保管物を混在しないこと。

ハ. 容器および梱包した解体保管物の表面の線量当量率が、表141の2-1に示す各保管エリアの「容器の最大表面線量当量率」を超えないことについて、課長（放射線管理）の確認を受けること。

ニ. 容器および梱包した解体保管物の保管数が、表141の2-1に示す各保管エリアの「最大保管個数」を超えないことについて、課長（放射線管理）の確認を受けること。

(3) 「放射性固体廃棄物」は、第151条（放射性固体廃棄物の管理）第1項（4）に従い固体廃棄物貯蔵所に保管する。

2. 課長（放射線管理）は、第1項（2）に従い保管エリアに保管された容器および梱包した解体保管物には、「解体保管物」を示す標識を付け、「解体保管物」に係る記録と照合できる整理番号を付ける。

※1：廃止措置計画に定める放射能レベル区分（L3およびCL）

表141の2-1

1号炉に設置する保管エリア

建物	EL	保管エリア	容器の最大表面線量当量率	最大保管個数 ^{※2}
原子炉建物	3,100	地下2階	2 mSv/h	2,619 個
	15,300	1階	0.01mSv/h	1,830 個
	23,800	2階①	0.01mSv/h	297 個
	23,800	2階②	2 mSv/h	1,116 個
	31,000	3階	0.01mSv/h	603 個
	36,100	4階	2 mSv/h	795 個
廃棄物処理建物	15,300	2階	2 mSv/h	261 個
タービン建物	1,500	1階	0.5mSv/h	5,784 個
	8,800	2階①	0.01mSv/h	1,101 個
	8,800	2階②	0.5mSv/h	3,291 個
	8,800	2階③	0.01mSv/h	318 個
	15,900	3階	0.01mSv/h	4,746 個

※2：メッシュ型容器で保管した場合の保管個数

(保管エリアの管理)

第141条の3 課長(放射線管理)は、保管エリアを壁、柵等の区画物によって区画する他、保管エリアの目に付きやすい場所に保管エリアである旨を掲示する。

2. 課長(放射線管理)は、保管エリアに係る次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。

(1) 「解体保管物」の保管状況を確認するために、1週間に1回、保管エリアを巡視する。

(2) 1箇月に1回、「解体保管物」を収納した容器および梱包した解体保管物の保管数を確認する。

3. 課長(放射線管理)は、保管エリアの目に付きやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。

(工事完了の報告)

第142条 各課長は、第141条(工事の計画および実施)に基づく工事が完了した場合には、工事の結果を、所長、廃止措置主任者および廃止措置・環境管理部長に報告するとともに、関係する各課長に通知する。

12. 電源事業本部部長（原子力安全技術）は、輸入廃棄物を廃棄物管理設備に廃棄する場合は、当該輸入廃棄物が法令で定める基準に適合したものであることを確実にする。
13. 電源事業本部部長（原子力安全技術）は、輸入廃棄物が法令で定める基準に適合することを確認するため、輸入廃棄物の管理に関する業務を行う組織とは別の組織の者が検査実施責任者および検査員として実施する検査を統括する。

※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう。

（放射能濃度確認対象物の管理）

第151条の2 課長（放射線管理）は、原子炉等規制法第61条の2第1項の規定に基づく放射能濃度確認対象物の取扱いに関する次の業務を管理する。

（1）放射能濃度確認対象物の保管管理

（2）放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定および評価

2. 課長（放射線管理）は、原子炉等規制法第61条の2第2項の規定に基づき認可を受けた放射能濃度確認対象物の測定および評価前の保管管理について、次の事項を実施する。

（1）放射能濃度確認対象物の性状に応じて分別、除染および切断を行った上で、表189-1の放射能濃度確認対象物に係る記録と照合できる措置を講じる。

（2）放射能濃度確認対象物について、放射能濃度の測定を行う場所に運搬するまでの間、放射能濃度確認対象以外の異物の混入を防止する措置を講じ保管する。

（3）放射能濃度確認対象物の保管状況を1箇月に1回確認する。

3. 課長（放射線管理）は、原子炉等規制法第61条の2第2項の規定に基づき認可を受けた放射能濃度確認対象物の測定および評価ならびにその後の保管管理について、次の事項を実施する。

（1）放射能濃度確認対象物の運搬にあたっては、放射性物質による追加的な汚染を防止する措置を講じる。

（2）原子炉等規制法第61条の2第2項の規定に基づき認可を受けた放射能濃度の測定および評価の方法に従い、放射能濃度確認対象物以外の異物の混入および放射性物質による追加的な汚染を防止する措置を講じ、放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定および評価を行う。

（3）第3項（2）の測定および評価の結果、放射能濃度確認規則に定める放射能濃度の基準を満たす場合は、放射能濃度の測定前の放射能濃度確認対象物および放射能濃度確認対象物以外の異物の混入を防止する措置ならびに放射性物質による追加的な汚染を防止する措置を講じて保管する。

（4）第3項（2）の測定および評価の結果、放射能濃度確認規則に定める放射能濃度の基準を満たさない場合は、除染等を行い、測定および評価を行う。または、第151条の1に基づき、放射性固体廃棄物として管理する。

(放射性液体廃棄物の管理)

第154条 課長（第一発電）は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、復水器冷却水放水路より放出するとともに、次の事項を管理する。

- (1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水路排水中の放射性物質濃度の3箇月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと。
 - (2) 復水器冷却水放水路排水中の放射性物質（トリチウムを除く。）の放出量が、表154-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。
2. 課長（第一発電）は、復水器冷却水放水路排水中のトリチウムの放出量が、表154-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。
3. 課長（放射線管理）は、表154-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を課長（第一発電）に通知する。

表154-1

項 目	放出管理目標値
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	2.8×10^8 Bq/年

表154-2

項 目	放出管理の基準値
トリチウム	3.4×10^{10} Bq/年

表154-3

分 類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所
放射性液体廃棄物	放射性物質の濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	・床ドレンサンプルタンク ・処理水タンク ・ランドリドレンサンプルタンク ・シャワドレンタンク
	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1箇月に1回	

(放射性気体廃棄物の管理)

第155条 課長(第一発電)は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、表155-2に示す排気筒等より放出するとともに、次の事項を管理する。

(1) 排気筒およびタービン建物排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3箇月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。

(2) 排気筒およびタービン建物排気筒からの放射性物質(粒子状物質(コバルト60))の放出量が、表155-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。

2. 課長(放射線管理)は、表155-2に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を課長(第一発電)に通知する。

3. 表155-2に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、第159条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域等における換気は、この限りでない。

(1) 各課長は、フィルター付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。

(2) 課長(放射線管理)は、表155-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。なお、換気によって放出される空気中放射性物質の濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。

表155-1

項 目	放出管理目標値
放射性気体廃棄物 粒子状物質 (コバルト60)	2.0×10^8 Bq/年

表155-2

分 類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度
放射性 気 体 廃棄物	排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常 時
	タービン 建物 排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回

表155-3

排気筒等以外の排気出口	測定項目	計測器種類	測定頻度
	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	作業の都度 ^{※2}

※2:作業が1週間を超える場合は、1週間に1回測定する。

第 1 1 章 記録および報告

(記録)

第 1 8 9 条 各課長，当直長および原子力人材育成センター所長は，表 1 8 9 - 1 のうち，1. については保存し，その他については，適正※に作成し，保存する。なお，記録の作成にあたっては，法令に定める記録に関する事項を遵守する。

2. 検査の責任者は，表 1 8 9 - 2 に定める検査に関する記録について適正※に作成し，保存する。なお，記録の作成にあたっては，法令に定める記録に関する事項を遵守する。

3. 組織は，表 1 8 9 - 3 に定める保安に関する記録を適正※に作成し，保存する。なお，記録の作成にあたっては，法令に定める記録に関する事項を遵守する。

4. 各課長および当直長は，表 1 8 9 - 4 に定める保安に関する記録を保存する。

※適正とは，不正行為がなされていないことをいう。

表 1 8 9 - 1

記録（実用炉規則第 6 7 条に基づく記録）	記録すべき場合※ ¹	保存期間
1. 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時までの期間
2. 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名	実施の都度	監視を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後 5 年が経過するまでの期間
3. 保全の結果（安全上重要な機器を除く。）およびその担当者の氏名	実施の都度	保全を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後 5 年が経過するまでの期間
4. 安全上重要な機器の保全の結果（法令に基づく必要な手続きの有無およびその内容を含む。）およびその担当者の氏名	実施の都度	保全を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後 5 年が経過するまでの期間
5. 保全の結果の確認・評価およびその担当者の氏名	実施の都度	確認・評価を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後 5 年が経過するまでの期間
6. 保全の不適合管理，是正処置，未然防止処置およびその担当者の氏名	実施の都度	不適合管理，是正処置および未然防止処置を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後 5 年が経過するまでの期間
7. 保全の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の施設管理方針，施設管理目標または施設管理実施計画の改定までの期間

記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合※1	保存期間
8. 施設管理の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の施設管理方針，施設管理目標または施設管理実施計画の改定までの期間
9. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置または配置替えの都度	5年間
10. 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	10年間
11. 使用済燃料の貯蔵施設，放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率	使用済燃料の貯蔵施設の記録にあっては毎日1回，使用済燃料の貯蔵施設以外の記録にあっては毎週1回	10年間
12. 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回，3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	10年間
13. 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量，空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	10年間
14. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量，女子※2の放射線業務従事者の4月1日，7月1日，10月1日および1月1日を始期とする各3月間の線量ならびに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回，3月間の線量にあつては3月ごとに1回，1月間の線量にあつては1月ごとに1回	※3
15. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回	※3
16. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期および終期ならびに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※3
17. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴および原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	そのものが当該業務に就く時	※3

記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合※1	保存期間
18. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量，その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路	運搬の都度	1年間
19. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類，当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量，当該放射性廃棄物を容器に封入し，または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日，場所および方法	廃棄の都度	※4
20. 放射性廃棄物を容器に封入し，または容器に固型化した場合には，その方法	封入または固型化の都度	※4
21. 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には，その状況および担当者の氏名	広がりの防止および除去の都度	1年間
22. 事故の発生および復旧の日時	その都度	※4
23. 事故の状況および事故に際して採った処置	同上	※4
24. 事故の原因	同上	※4
25. 事故後の処置	同上	※4
26. 風向および風速	連続して	10年間
27. 降雨量	同上	10年間
28. 大気温度	同上	10年間
29. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間
30. 保安教育の実施日時，項目および受けた者の氏名	実施の都度	3年間
31. 廃止措置に係る工事の方法，時期および対象となる原子炉施設の設備の名称	廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度	※4
32. 放射能濃度確認対象物の発生状況および汚染の状況について調査を行った結果※5	調査の都度	発電所から搬出された後10年間
33. 放射能濃度確認対象物の材質および重量※5	調査の都度	発電所から搬出された後10年間
34. 放射能濃度確認対象物について放射性物質による汚染の除去を行った場合は，その結果※5	その都度	発電所から搬出された後10年間
35. 放射能濃度確認対象物中の放射性物質について計算による評価を行った場合は，その計算条件および結果※5	その都度	発電所から搬出された後10年間
36. 評価に用いる放射性物質の選択を行った結果※5	選択の都度	発電所から搬出された後10年間

記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合※1	保存期間
37. 放射能濃度の決定を行う方法について評価を行った結果※5	評価の都度	発電所から搬出された後 10 年間
38. 放射性物質の放射能濃度の測定条件※6	測定または評価の都度	発電所から搬出された後 10 年間
39. 放射能濃度の測定結果※6	測定または評価の都度	発電所から搬出された後 10 年間
40. 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度の決定を行った結果※6	測定または評価の都度	発電所から搬出された後 10 年間
41. 測定に用いた放射線測定装置の点検・校正・保守・管理を行った結果※6	その都度	発電所から搬出された後 10 年間
42. 放射能濃度確認対象物の測定および評価に係る教育・訓練の実施日時および項目※6	その都度	発電所から搬出された後 10 年間
43. 放射能濃度確認対象物の管理について点検等を行った結果に係る記録	その都度	発電所から搬出された後 10 年間

※1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検、故障または消耗品の取替により記録不能な期間を除く。

※2：妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。

※3：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合またはその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間。

※4：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間。

※5：放射能濃度確認対象物中の放射能濃度についてあらかじめ行う調査に係る記録

※6：放射能濃度確認対象物の測定および評価に係る記録

表 189-3^{※7}

記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間
1. 品質マネジメントシステム計画に関する以下の記録		
(1) 第125条（品質マネジメントシステム計画）4. 2. 1に定める文書	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間
2. 品管規則の要求事項に基づき作成する以下の記録		
(1) マネジメントレビューの結果の記録	作成の都度	5年
(2) 要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録	作成の都度	5年
(3) 個別業務に必要なプロセスおよび当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録（本項の他で定めるものを除く）	作成の都度	5年
(4) 個別業務等要求事項の審査の結果の記録および当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5年
(5) 設計開発に用いる情報に係る記録	作成の都度	5年
(6) 設計開発レビューの結果の記録および当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5年
(7) 設計開発の検証の結果の記録および当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5年
(8) 設計開発妥当性確認の結果の記録および当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5年
(9) 設計開発の変更に係る記録	作成の都度	5年
(10) 設計開発の変更の審査、検証および妥当性確認の結果の記録およびその結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5年
(11) 供給者の評価の結果の記録および当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5年
(12) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認の結果の記録	作成の都度	5年
(13) 機器等または個別業務に関するトレーサビリティの記録	作成の都度	5年
(14) 組織の外部の者の物品を所持している場合の記録	作成の都度	5年
(15) 当該計量の標準が存在しない場合における、校正または検証の根拠の記録	作成の都度	5年
(16) 監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合における、従前の監視測定の結果の妥当性を評価した記録	作成の都度	5年
(17) 監視測定のための設備の校正および検証の結果の記録	作成の都度	5年
(18) 内部監査結果の記録	作成の都度	5年
(19) 使用前事業者検査等または自主検査等の結果に係る記録	作成の都度	5年
(20) プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録	作成の都度	5年

記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間
(21) 不適合の内容の記録および当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録	作成の都度	5年
(22) 講じたすべての是正処置およびその結果の記録	作成の都度	5年
(23) 講じたすべての未然防止処置およびその結果の記録	作成の都度	5年

※7：表189-1，表189-2を適用する場合は，本表を適用しない。

表 189-4

記録項目	保存期間
1. 熱出力	10 年間
2. 炉心の中性子束密度	10 年間
3. 炉心の温度	10 年間
4. 冷却材入口温度	10 年間
5. 冷却材出口温度	10 年間
6. 冷却材圧力	10 年間
7. 冷却材流量	10 年間
8. 制御棒位置	1 年間
9. 再結合装置内の温度	1 年間
10. 原子炉に使用している冷却材および減速材の純度ならびにこれらの毎日の補給量	1 年間
11. 原子炉内における燃料体の配置	取出後 10 年間
12. 警報装置から発せられた警報の内容※8	1 年間
13. 運転責任者の名前および運転員の氏名ならびに、これらの者の交代の日時および交代時の引継事項	1 年間
14. 燃料体の形状または性状に関する検査の結果	取出後の 10 年間
15. 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率	10 年間
16. 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	※9
17. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果	※9
18. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	※10

※8：「警報装置から発せられた警報」とは、技術基準規則第47条第1項および第2項に規定する範囲の警報をいう。

※9：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間。

※10：その特定発電用原子炉施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間

附 則

附則（令和6年5月17日 原規規発第2405172号）

（施行期日）

第1条 この原子炉施設保安規定は、令和6年5月24日から施行する。

附則（令和6年4月24日 原規規発第2404241号）

（施行期日）

第1条 この原子炉施設保安規定は、令和6年4月26日から施行する。

附則（令和4年8月22日 原規規発第2208225号）

（施行期日）

第1条 この原子炉施設保安規定は、令和4年8月29日から施行する。

2. 添付2 管理区域図「図14. 2号原子炉建物1階，2号タービン建物2階，2号廃棄物処理建物1階」の変更は、管理区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和4年3月11日 原規規発第2203111号）

（施行期日）

第1条 この原子炉施設保安規定は、令和4年3月18日から施行する。

附則（令和3年3月23日 原規規発第2103232号）

（施行期日）

第1条 この原子炉施設保安規定は、令和3年4月1日から施行する。

2. 添付2 管理区域図「図14. 2号原子炉建物1階，2号タービン建物2階，2号廃棄物処理建物1階」の変更は、管理区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和2年9月17日 原規規発第2009178号）

（施行期日）

第1条 この原子炉施設保安規定は、令和2年9月25日から施行する。

第2条 3号炉については、第10条（原子炉施設の定期的な評価）、第54条（燃料プールの水位および水温）および第55条（燃料または制御棒を移動するときの原子炉水位）は、次項に定める時点から適用する。

2. 第10条（原子炉施設の定期的な評価）については、電気事業法第49条第1項の使用前検査の合格および原子炉等規制法第43条の3の11第3項の使用前事業者検査の確認を受けた時点。